



# 著作権等の処理、対応の留意点

弁護士 牧野 剛

- 1 ————— 著作権の保護対象と権利の制限～構造論
- 2 ————— 調査研究における著作権をめぐる課題  
～Webクロールと侵害論
- 3 ————— 研究発表におけるアイデア・ノウハウの  
保護の課題～創造性
- 4 ————— 利用許諾とCreative Commons  
の限界

本日のテーマ

# 著作権の保護対象と権利の制限～構造論

## 1 著作権の保護対象

著作権法は、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである著作物に、著作権という法的権利を与え保護する法律である。

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を創作性というが、創作性が認められなければ、著作権として保護されない。

著作権法は創作性のある表現を保護する法律である。

## 2 どのように保護するのか～著作権の内容

第17条 著作者は、次条（18条）第1項第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）並びに第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）を享有する。

著作権の内容      著作者人格権 + 著作権（財産権）

# 著作権

～準物権と考えられ、排他的支配権を持つ → 許諾を得ない限り利用できない（契約含む）

## <著作者人格権>

公表権（無断で公表されない権利）

氏名表示権（名前の表示を求める権利）

同一性保持権（無断で改変されない権利）

## <著作権（財産権）>

複製権（無断で複製されない権利）

上演権・演奏権（無断で公衆に上演・演奏されない権利）

上映権（無断で公衆に上演されない権利）

公衆送信権（無断で公衆に送信されない権利）

口述権（無断で公衆に口述されない権利）

展示権（無断で公衆に展示されない権利）

二次的著作物の創作権

二次的著作物の利用権

## <権利制限規定> ～法が認めた利用

私的使用のための複製、付随対象著作物の利用

検討の過程における利用

技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用

「教育機関」での複製、「教育機関」での公衆送信

「検定教科書」等への掲載

「試験問題」としての複製・公衆送信

図書館等での複製

「時事の記事」の報道のための利用

引用

「情報解析」のための複製

# • 調査研究における著作権をめぐる課題～Webクローリングと侵害論

社会調査を行うにあたっては様々な方法で情報収集を行うことが想定される

→著作権を侵害しないか、問題となる

個人情報保護法・威力業務妨害罪等の問題もある

## Webクローリングによる情報収集の問題

ビッグデータの活用を前提としたディープラーニングでは、Web空間から膨大なデータをクローリングなどで収集し、活用してきた。

近年社会科学分野でも、ソーシャルメディアの投稿などのデータを収集し、テキストマイニングなどで分析する研究が行われる。

Web空間に公開されるデータは、公開データ（パブリック空間に公開）に位置づけられる一方で、本来研究用途で利用することを想定して、投稿されているものではない。

コンテンツなどに著作権が認められる場合、著作権法で保護されることになる。

クローリングを行うにあたって、コンテンツなどをコピーする作業が介在する場合、権利者の同意を得ずに進めてしまうと、権利者の複製権（著作権法21条）などの権利を侵害してしまう可能性がある。

# ・調査研究における著作権をめぐる課題～Webクロールと侵害論

## 「情報解析」のための複製（著作権法30条の4）に該当するか

平成30年の著作権法改正で柔軟性の高い権利制限規定となった

旧47条の7 情報解析のための複製等（平成21年）

情報解析の方法が「統計的」な解析に限定されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「代数的」「幾何学的」な解析が対象外となる可能性

利用方法が「複製・翻案」に限定されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為（「公衆送信」等）が対象外となる可能性

**第30条の4** 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- ① 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- ② **情報解析**（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
- ③ 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

# ・調査研究における著作権をめぐる課題～Webクロールと侵害論

「情報解析」のための複製（著作権法30条の4）に該当するか

平成30年の著作権法改正でのその他の手当て

インターネット情報検索のための複製等（47条の6）

インターネット情報検索のための対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス（「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等）の他のサービスは対象外。

新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等（新47条の5）

特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報の提供に付随して、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部を提供する行為（書籍検索サービス）

大量の論文や書籍等をデジタル化して、検証したい論文との文章の一致について解析を行い、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率等の情報の提供に付随して、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部を表示する行為（論文剽窃検証サービス）

→いずれも著作権者の許諾なく行うことができる

# • 研究発表におけるアイデア・ノウハウの保護の課題～創作性

著作権法は、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである著作物に、著作権という法的権利を与え保護する法律である。

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を創作性というが、創作性が認められなければ、著作権として保護されない。

著作権法は創作性のある表現を保護する法律である。

研究の設計や社会調査における調査票、統計モデル・分析手法については「表現」ではないため保護されないと考えるのが一般的である。

→その限界とは？



# • 研究発表におけるアイデア・ノウハウの保護の課題～創作性

知財高判平成22年5月27日判時2099号125頁〔言語神経科学論文事件：控訴審〕

(事案)

原告（元東京大学医学部教授）は、脳と言語の関係に関する研究を行っており、平成16年に財団法人脳血管研究所教授となった後も、当該研究を継続していた。

被告は、平成10年、東京大学大学院医学系研究科博士課程（認知・言語神経科学分野）に進学し、同博士課程で原告が指導教官を務める研究室の一員となった。被告は、平成14年に同博士課程を修了した後は東京大学医科学研究所の研究員となり、A助教授の指導の下で研究を行うようになった。

被告は、平成15年、原告に無断で、論文（第2論文）を学術雑誌「NeuroReport」（ニューロレポート誌）に投稿し、ニューロレポート誌第15巻6号（平成16年4月29日発行）に掲載された。

原告は、未公表の論文（第1論文）（著者名：被告、A、原告）が共同著作物に当たり、被告の行為は第1論文に関する原告の著作権および著作者人格権の侵害に当たると主張して、差止および損害賠償等を請求した。

「第1論文該当箇所の表現は、専ら、対象となる現象を正確かつ客観的に記述、伝達する観点から、ごく普通を選択されたものであると解され、また、叙述方法や配列の点で格別の特徴があるとは認められない。そのような諸点を総合すると、各英文記述部分は、著述者の個性が現れた表現とはいえ、創作性があると認めることはできない。」

→盗用といわれかねない利用であっても著作権侵害とならない場合がある

もちろん研究倫理上の問題は生じうる

# • 研究発表におけるアイデア・ノウハウの保護の課題～創作性

なぜアイデア・ノウハウは保護されないのか

仮にアイデアについて独占的排他的な権利である著作権を認めることは、その限度で、その特定人にこれを排他的に独占させ、著作権法の定める長い保護期間にわたり、他人の使用を排除してしまふことになり、同じアイデアをもとにした多様な表現活動を制約することとなり、結果として文化の発展を阻害することになりかねないため

「学説ないし思想それ自体の保護は、著作権法の保護の範疇に属するものでない」（東京地判平成4年12月16日判時1472号130頁）

知財高判平成17年6月14日判時1911号138頁〔大河ドラマ「武蔵」事件：控訴審〕

「X映画は、原判決も指摘するように、Y番組に比しはるかに高い芸術性を有する作品であることは明らかであるものの、以下に述べるとおり、Y番組がX映画との間で有する類似点ないし共通点は結局はアイデアの段階の類似点ないし共通点にすぎないものであり、X映画又はその脚本の表現上の本質的特徴をY番組又はその脚本から感得することはできないというべきであるから、Y番組がAの有する前記著作権（翻案権）を侵害するものではない。」

# • 研究発表におけるアイデア・ノウハウの保護の課題～創作性

調査データの内容の著作権は認められるか

社会調査で得られた一定の規模のデータは価値があることはいうまでもないが、著作権法で保護されるためには、**創作性**が認められることが必要。

一定規模のデータの内容にもよるが、通常は個々のデータは社会調査の結果であり、それらは客観的な記述（例えば調査票の回答など）が多いと考えられるから、個々のデータについて創作性（「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」）を認めることは困難である場合が多い

調査票への回答が長文であったりすることから、個々のデータに著作権が認められる場合も考え得るが、この場合であっても個々のデータの著作権は回答者が著作権者となり、研究者が著作権の主体となりうるわけではない点に注意を要する。→ただし、通常は引用などで大きな問題にはならないと考えられる

# • 研究発表におけるアイデア・ノウハウの保護の課題～創作性

## AIをめぐる問題

著作権法は、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものである著作物に、著作権という法的権利を与え保護する法律である。

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を創作性というが、創作性が認められなければ、著作権として保護されない。

「思想又は感情」によって創作されたものでない以上、どんなに素晴らしい論文でも絵画であっても、それがAIによって創作されたものであれば、著作物性はないとするのが一般的見解

しかし、AIが手段として何かが創作された場合、AIの利用者がどこまで創作的に関与していたのか問題になる可能性はある →現在ではこの点につき今後議論されるべき問題にとどまる

### (事例)

研究者が質問票を作成したところ、AIが全く同様の質問票を作成した場合

子供が車の絵を描いたところ、AIが全く同様の絵を描いた場合

研究者が自分の論文をAIに要約させた場合

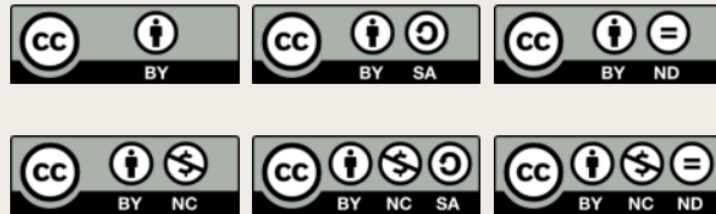
# 利用許諾とCreative Commonsの限界

## クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは

クリエイティブ・コモンズは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (CCライセンス) を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称です。

CCライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールです。

CCライセンスを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布やリミックスなどを行うことができます。 ([←CCライセンスの種類](#))



これらのマークが表示されていることが、著作物にCCライセンスが付けられていることを示す目印です (クリックすれば利用の条件が書かれたページにジャンプします。)

近年Creative Commonsライセンスに準拠して研究データを公開する動きが欧米を中心に広がっている。

Creative Commonsライセンスによって、データの使われ方を規定する。

## Creative Commonsライセンスの法的意味

著作物を利用するには権利者の許諾を得るのが著作権法の基本的な立場

Creative Commonsライセンスはこの「許諾」と位置付けられる

## Creative Commonsライセンスの制限

例えば「商用利用」禁止といった制限 (条件) をつけてCCを付した場合

→条件付の利用許諾と考えられる

→しかし、許諾なしに著作物を利用できる権利制限規定に定める利用であればそもそも許諾入らないからCCは問題にならないと考えられる

また、コンテンツに著作物性が認められない場合も同様と考えられる

# 利用許諾とCreative Commonsの限界

## Creative Commonsライセンスをめぐる実例

一般人Xがある小学校の写真を撮影し、氏名表示権を留保したCreative Commonsを付して写真をインターネット上で公開した。

ある不動産会社はある物件が小学校の近くにあることを示すために当該不動産の写真とともに小学校の写真を不動産仲介会社が利用する会員制ウェブサイトにアップロードした。

この会員制ウェブサイトでは不動産仲介会社が不動産を顧客に紹介するために自由にアップロードした写真を利用できるものとされている。また、アップロードするにあたっては、著作権を侵害する写真のアップロードは利用規約で禁止されている。

不動産仲介会社A,B,Cがこの写真を自社ホームページに掲載したところ、Xが著作権侵害を理由にA,B,Cを訴えた。

## 問題点

著作物性の問題 「写真の著作物」

氏名表示権を留保するCCの効力

損害額

## まとめ

著作権法は創作性のある表現を保護する法律であってアイデア・ノウハウは保護されない

著作物の利用には許諾が原則として必要だが、権利制限規定に該当する利用であれば許諾なしに利用できる

情報解析のための利用については緩やかな権利制限規定が設けられ、クローリングなどをはじめとした社会調査で著作権侵害のリスクは大幅に低減された

AIは「思想又は感情」によって何かを創作することはないから原則として著作権法の射程外（しかし、今後議論になりそう）

Creative Commonsライセンスは法的には「利用許諾」と位置付けられる

Creative Commonsライセンスは「利用許諾」である以上、条件を付しても、権利制限規定に該当する利用は妨げられないと考えられる



ありがとうございました

弁護士牧野剛